

## 浜松パワーフード学会規約

# 浜松パワーフード学会規約

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、浜松パワーフード学会（以下「本学会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本学会は、浜松・浜名湖及びその周辺で獲れた生産品である浜松パワーフードを、徳川家康公に纏わる歴史や全国随一の浜松の健康寿命を支える食材として広く周知し、浜松・浜名湖地域の食材を「浜松で食べていただく」とともに、観光の活性化と地元関係者同士のつながりを醸成し、深めることを目的とする。

(活動)

第3条 本学会は、第2条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 浜松パワーフードのプロモーション活動・イベントの開催
- (2) 関係団体等の連絡調整、多様な主体の意見の集約と反映
- (3) その他本学会の目的を達成するための施策の実行や支援

## 第2章 会員

(種別)

第4条 本学会の会員は、次のとおり正会員、賛助会員、特別顧問により構成する。

(1) 正会員

本学会の正会員は、原則として浜松市周辺に店舗・事務所・生産拠点などをもち、本学会の目的に賛同し、本学会の活動を推進する店舗、法人、個人等。

(2) 賛助会員

本学会の賛助会員は、本学会の目的に賛同し、本学会の活動を賛助・後援する法人、団体、行政機関、個人等。

(3) 特別顧問

本学会の特別顧問は、本学会の活動を推進するために必要と思われる有識者・学識経験者・団体等。

(入会)

第5条 会員として入会しようとする者は、別に定める入会申込書により本学会の審査会に申し込むものとし、審査会は入会しようとする者が本学会の目的の実現に寄与するために第3条の活動に参画できると認められる時に入会を認める。

(任意退会)

第6条 会員を退会しようとする者は、別に定める退会届を会長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第7条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、審査会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) 本学会規約その他の規則に違反したとき。
- (2) 本学会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(変更の届出)

第8条 会員は、その氏名及び住所(会員が団体の場合については、その名称、所在地、代表者の氏名)に変更があったときは、遅滞なく本学会事務局にその旨を通知しなければならない。

### 第3章 役員

(役員)

第9条 本学会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事

- 2 本学会の会長は、設立年においてNPO法人出世の街プロジェクト理事長をもって充て、翌年以降は総会の決議によって正会員の中から選任する。
- 3 副会長、監事は会長が指名する。

(役員の仕事)

第10条 会長は本学会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長がかけたときは、その職務を代行する。
- 3 監事は本学会の会計を監査し、総会に報告する。

(役員任期)

第11条 役員任期は1年とする。但し再任を妨げない。

- 2 前項に掲げる任期中に変更が生じた場合、当該構成員の後任者が引き継ぐものとし、その任期は前任者の残任期間とする。

(役員任期中の退任)

第12条 役員は、次の各号の一に該当する場合は総会の決議により任期中であっても退任する。

- 2 職務上の義務違反その他、役員としてふさわしくない行為があったと認められるとき。

## 第4章 会議

(会議)

第13条 本学会の会議は、総会、及び検討会とする。

- 2 総会及び検討会は会長が招集し、議長となる。

(総会)

第14条 総会は、会員をもって構成し、次の事項を議決する。

- (1) 役員を選任・または解任すること
- (2) 会員の除名に関する事
- (3) 事業計画及び収支予算に関する事
- (4) 事業報告及び収支予算に関する事
- (5) 規約の制定及び改廃に関する事
- (6) その他会長が必要と認める事項

- 2 総会は年1回開催する。ただし、会長及び副会長が必要と認めたときには臨時総会開催することができる。
- 3 総会の議長は、会長が務める。

(総会の議決)

第15条 総会の議決は、出席者の過半数をもって決し、賛否同数のときは、議長の決するところによる。

(検討会)

第16条 本学会の事業を円滑に行うため、検討会を開催する。

- 2 検討会は、不定期での開催とし、次の事項を協議する。
  - (1) 総会の議決した事項の執行管理
  - (2) 総会への付議事項の決定
  - (3) 情報共有
  - (4) その他総会の議決を要しない運営に関する必要事項
- 3 検討会は、事業に賛同する会員により実施する。
- 4 検討会の議長は、会長が務める。

(審査会の設置)

第17条 本学会は、第2条の目的を達成するため及び本学会のブランド推進を妨げる活動を抑制するため、審査会を設置する。

- 2 審査会は、会長・副会長及び会長が指名した賛助会員・特別顧問をもって構成し、次の事項を執り行う。
  - (1) 正会員の入会審査
  - (2) 正会員の除名
  - (3) 正会員の本学会規約遵守のチェック

## 第5章 ロゴマークの使用

(ロゴマークの使用)

第18条 会員は、ロゴマークの使用にあたり、規定の年間使用料を支払い、ロゴマーク使用申請書を本学会事務局に提出することにより使用することができる。

- 2 会員は、ロゴマークの使用に関する権利を第三者に譲渡もしくは転貸し、代理使用を許諾することはできない。
- 3 ロゴマークの使用承認を受けた会員が本学会会員資格を喪失した場合、当該会員はロゴマークを使用することができない。
- 4 ロゴマーク使用申請書の内容に虚偽があった場合、ロゴマークが不正に利用された場合は、使用承認の取り消しを行い、使用承認取消日をもってロゴマークの使用はできない。

(ロゴマークの使用料)

第19条 ロゴマーク使用料は、別に定める通りとする。

## 第6章 事務局及び会計

(事務局)

- 第20条 本学会の運営を補佐し、事務、会計等処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局は遠州鉄道株式会社営業推進課内（浜松市中区旭町12番地の1）におく。

(会計)

- 第21条 本学会運営のための必要な資金は、ロゴマーク使用料及び、必要に応じた任意の負担金、協賛金、広告料その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

- 第22条 本会の事業年度及び会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。但し、設立初年度は設立時より翌年3月31日までとする。

附則

この会則は、2019年4月16日から施行する。